

おしえてマイナンバー

マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)

■通知カードの受取

10月以降、住民票の住所地に、マイナンバーが記載された「通知カード」が送付されます。

やむを得ない理由により、通知カードを住民票の住所地で受け取ることが出来ない場合は、『居所情報登録申請』を、**9月25日(金)までに**、住民票住所地の市区町村に提出または郵送(必着)してください。

●申請が必要なかた

1. 東日本大震災による被災者で、住所地以外の居所に避難されているかた。
2. DV、ストーカー行為、児童虐待などの被害者で、住所地以外の居所に移動されているかた。
3. 一人暮らしで、長期間、医療機関・施設に入院・入所されているかた。

申請書ダウンロード	総務省ホームページ	http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/
	町ホームページ	http://www.town.minano.saitama.jp/section/seikatu/3820/
申請書の配布	町民生活課	

■居所情報登録の申請について

居所情報登録申請書に、氏名、居所、受け取ることが出来ないやむを得ない理由などの情報を記入してください。

申請には、下記の書類を添付してください。

<添付書類>

- ・申請者の本人確認書類(運転免許証など)
 - ・居所に居住していることを証明する書類(公共料金の領収書など)
- ※代理人が申請する場合
- ・代理人の代理権を証明する書類(委任状など)
 - ・代理人の本人確認書類(運転免許証など)



申請書類は、9月25日(金)までに、住民票のある市区町村に提出または、郵送(必着)してください。

○民間事業者のみなさまへ

マイナンバーの適正な取扱いのためのガイドラインをご確認ください。

特定個人情報保護委員会ホームページアドレス <http://www.ppc.go.jp/>

問合せ マイナンバーコールセンター ☎0570-20-0178
午前9時30分～午後5時30分(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

※英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応
☎0570-20-0291

総務課企画政策防災担当 ☎62-1231

次月以降も、マイナンバー制度についてお知らせします。